

子育て等を終えた女性や中高年齢者を採用する中小企業等を応援します！！

子育てや介護などにより6か月以上離職している女性または40～59歳までの中高年齢者を雇い入れ、復職に必要な知識・技術の習得や業務に必要な資格の取得、経験の蓄積など人材育成を行った事業者に対し、人材育成経費の一部を県が補助する制度です。

事業者のメリット

- マンパワー不足の解消が図れます。
 - 新入社員の雇入れに係る補助があります。
 - 社員の業務に必要な資格取得経費に対する補助があります。
- など

労働者のメリット

- 未経験である職業分野へ職種転換が図れます。
 - 業務に必要な資格を無料で取得できます。
 - 長期間の仕事のブランクをカバーできます。
- など

求人・求職
マッチング

<活用の例>

- 大型自動運転免許の取得
- ブルドーザーなど車両系建設機械運転者の資格を保有しているものの、実務未経験者の経験の蓄積
- 看護師や介護士として職場復帰（直前の事業所からの復帰を除く）

※対象事業所

宮城県内沿岸部の中小企業等（仙台市（宮城野区、若林区に限る）、石巻市、塩釜市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町）

※日本標準産業分類により、P「医療・福祉」に分類される事業所においては、中小企業以外の者も対象とする。

1 制度の概要

本助成金は、下記2の「対象となる事業者」が、次の対象労働者を雇用し、業務に必要な資格の取得、有資格者の実務経験がない業務における経験の蓄積などの人材育成を3か月行った場合に1人あたり50万円と人材育成経費の1/2を県が補助いたします。

＜対象労働者＞（下記①～②の全てを満たすこと）

- ① 子育てや病気、家族の介護等により6か月以上離職している女性または40歳～59歳までの中高年齢者
- ② 事業終了後も、原則として期間の定めのない雇用として継続して雇い入れる見込みがあること

＜人材育成の内容＞

対象労働者を雇用し、3か月間のOJTの他、①又は②の人材育成を行うこと。

- ① 業務に必要な**資格の取得**及び経験の蓄積。
- ② 業務に必要な資格を保有しているが、その資格を活用した実務経験がない業務における**経験の蓄積**や、離職期間において変更があった制度や新たに普及した技術など復職に必要な**知識・技術の習得**。

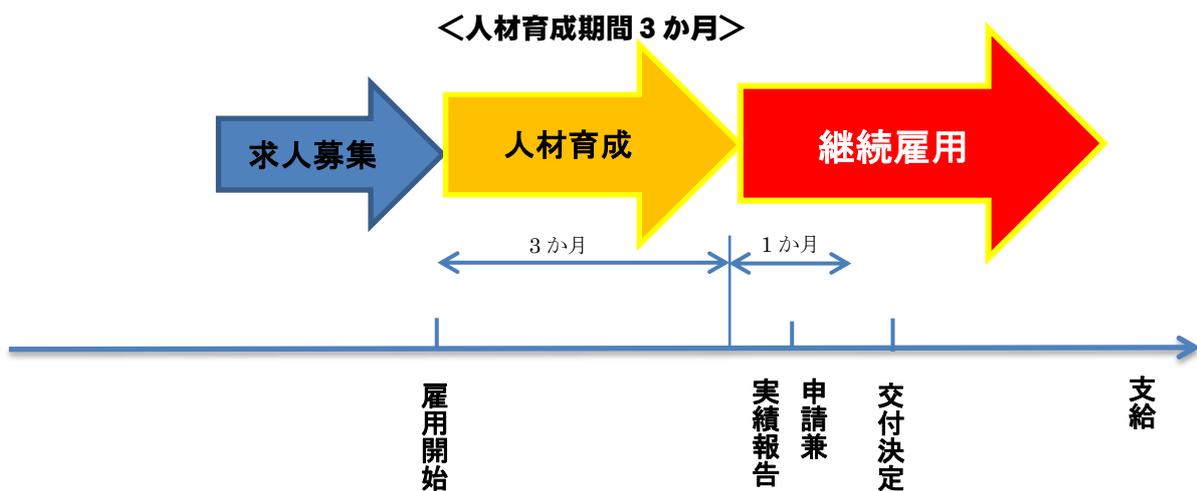
2 対象となる事業者

- ・宮城県内の中小企業等（表面の沿岸部に限る）で、雇入れ前日から起算して6か月前の日から補助の完了（終了）までの期間に事業主都合により解雇した労働者がいないことなど。
- ・宮城県税に未納がないこと。
- ・対象労働者について、雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする国又は地方公共団体の補助金等を受給していないこと。

3 補助対象経費、補助額

- ① 1人あたり50万円（短時間労働者の場合、1人あたり25万円）
- ② 人材育成経費（資格取得のために要した経費や研修経費等）の1/2（上限50万円）

4 事業の流れ



※対象労働者の雇用後に申請

○申請書類等の提出先、お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部雇用対策課 雇用推進班（県庁14階北側）

TEL：022-211-2772 電子メール：koyousu@pref.miyagi.lg.jp

○本事業の詳細内容の確認及び申請様式等のダウンロードについては、宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページをご覧ください。

URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/zyosei-tyuukounen.html>